

## 違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方（論点メモ）

（関連：資料5～9）

## 1 違反行為に対する金銭的不利益処分（以下「違反金」）の性格をどのようなものとしてとらえるか。

- （1）違反金の性格をどのように位置づけるか。
- （2）「行政上の制裁」の定義は何か。また、定義することの意味は何か（行政上の不利益処分一般と何が違うのか。刑事罰との共通点・相違点は何か。）
- （3）上記（1）について、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

（これまでに出示された主な意見）

課徴金減免の最初の申請者は課徴金が免除され不当利得の保持を認めていること、繰り返し違反を行った事業者の課徴金を重くしていること、罰金との調整規定があること、から、課徴金の性格は、「不当な利得の剥奪」から「制裁」へと変わった。

違反行為の抑止を目的として不当利得相当額以上の金銭を徴収する現行課徴金は、「行政上の制裁」としか説明できないものであるならば、そのような位置づけであることを明確にすべき。

違反行為者であっても売上げがない事業者には課徴金が課されない、事業者団体の違反では、利得が生じる構成事業者に課徴金が課されている、業種別算定率は当該業種の利益率の違いに由来すると考えられる、改正後の課徴金でも不当な利得との関係で狭義の制裁とはなっていない、ことから、現行課徴金は不当な利得と無関係に賦課される行政制裁金とはいえない。

現行の課徴金制度は、「不当利得相当額の返還」に「抑止力効果」を加えるという目的で、「不当利得相当額以上の金銭的不利益処分を課す」ものといえる。

違反行為対象商品の売上高と不当利得とは一定の相関関係にあるとの前提に立ち、売上高を算定の基準としている現行課徴金について、不当利得の徴収としての性格を維持すべき。

## 2 違反金の算定方法（考慮要素、裁量性の程度、不当利得相当額と関連させるべきか）はどう在るべきか。

### （1）不当利得相当額との関係

- ア．違反金の水準は不当利得相当額を根拠とする必要があるか。
- イ．不当利得相当額に拘束されずに違反金を賦課することに法制上の制約があるか。
- ウ．上記アについて、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

### （主な意見）

違反行為抑止のために必要な額を徴収すべきで、不当利得相当額に拘束される必要はない。  
不当利得相当額に拘泥する必要はないが、不当利得相当額は考慮要因のひとつとなり得る。  
不当利得相当額をベースにしないとしても、その算定方法に合理的な根拠が必要

### （2）違反金の算定要素はどう在るべきか。

### （3）違反金の算定方法

- ア．違反金は事案の実情等に応じて算定されるべきか、行政処分としての効率性を重視して簡潔な制度とすべきか。
- イ．違反金の算定における裁量性の程度はどう在るべきか。
- ウ．上記ア、イについて、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

( 2 ) 違反金の算定要素はどう在るべきか。

ア . 法令遵守の取組が行われていたことを違反金の算定において考慮すべきか

肯定的な意見	否定的な意見
<p>企業における取組の充実・活性化、違反行為の減少につながる。</p> <p>形式的に取組を行っていただけで考慮するのではなく、法令遵守の取組が実効的に行われていたにもかかわらず従業員が独断で違法行為を行ったような場合に限ればよい。</p>	<p>違反行為が起こるのは取組が機能していないからである。</p> <p>法令遵守に真に取り組んでいた企業と、形式的にだけ取り組んでいた企業を一律に扱うのは不公平。</p> <p>課徴金軽減目的の形式的な導入を助長するおそれ。諸外国においても、コンプライアンス規則を置いていたこと自体では減額事由とされていない。</p>
<p>減額基準を事前に定めれば実効的な法執行に支障はない。</p>	<p>法令遵守の取り組みが適切だったかどうかを実質的に判定するのは困難であり、迅速な法執行を阻害する。</p>
<p>政策的な誘導手段として、今後の法令遵守の取組を約束した事業者については、違反金を減額するが、一定期間以内に違反行為があった場合には、その際の違反金を大幅に増額することとしてはどうか。</p>	<p>減額要素ではなく、課徴金減免制度の適用に当たって、法令遵守の取組を進めることを条件とすべき。</p> <p>法令遵守は企業として当然に留意すべきことであり、将来に向けた約束であっても、減額の理由とすることは適当ではない。</p> <p><u>現行の課徴金では繰り返し違反に対する割増が設けられており、この割増に上乗せした増額でないという意味がない。</u></p>

イ その他の算定要素について

売上高	・ 引き続き、関連商品売上高に一定の算定率を乗じたものを算定のベースとするということによいか。
算定率	・ 加減算要素を拡充する場合、算定率は現在のままでよいか。 ・ 業種・規模に応じて算定率を設定する必要があるか。
違反金の算定期間	・ 現行の課徴金では最長3年間とされている算定期間を見直すべきか。
繰り返しの違反	・ 現行課徴金と同様に、繰り返し違反に対する加算を設けるべきか。
調査協力	・ 公正取引委員会の調査への協力の度合を加減算要素とするべきか。
違反行為の主導者、追従者に対する加減算	・ 違反行為の主導者について違反金の金額を加算すべきか。 ・ 追従者について違反金を減額すべきか。
上限額の設定	・ 違反金の上限を設ける必要があるか。その場合の上限はどのように設定すべきか。
その他	・ EC 競争法の fine 等の算定において考慮されているその他の要素について違反金でも考慮すべきか。

(主要国の金銭的不利益処分の概要)

	EU	イギリス	フランス	ドイツ
名称	fine	financial penalty	sanction pécuniaire	Geldbuße
算定方法	行為の重大性に応じ、関連売上高に最大 30%の率を乗じた額に、違反行為実行年数を乗じ、エントリー・フィー、下欄の各種加減算要因の考慮等を行って算定	行為の重大性に応じ、関連売上高に最大 10%を乗じた額に、違反行為実行年数を乗じ、下欄の各種加減算要因考慮等を行って算定	各種加減算要因を考慮して算定	関連商品売上高に企業規模に応じた算定率、期間を乗じた基準額に各種加減算要因を考慮して算定
考慮要素	繰り返し、捜査への協力の程度、果たした役割、過失の存在、支払い能力等(詳しくは資料5参照)	果たした役割、取締役等の関与、繰り返し、報復措置の設置、故意、過失の存在、法令遵守体制、調査協力、支払能力等	行為の重大性、経済に与えた損害の程度、事業者に係る状況(規模、財産状況)、違反行為の反復の程度	行為の重大性、期間、非難可能性、経済状況、当該事業者が果たした役割(主導、付随)
裁量性	あり	あり	あり	あり
上限	直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%	直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%	違反期間中における当該事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における当該売上高の10%	100万ユーロ又は直近事業年度における当該法人の全世界売上高の10%のいずれか大きい額

アメリカ(刑事罰金)

- ・有責性スコアに応じて、取引額の15%~80%の範囲で算定。
- ・有責性スコアの考慮事項：役員の間与、企業規模、前科、効果的なコンプライアンスプログラム、報告、協力等

(3) 違反金の算定方法

ア．違反金は事案の実情等に応じて算定されるべきか、行政処分としての効率性を重視して簡潔な制度とすべきか。

事案の実情等に応じて算定すべき	<p>(意義)</p> <p>実質的に公平な結果が確保できる。</p> <p>企業のコンプライアンス体制の整備を軽減要因とすれば、企業のコンプライアンス体制整備の促進、実質的な執行力強化につながる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>悪質性の判断に時間を要し迅速性・機動性を損なう。</p> <p>違反事業者に争う余地が増えて審査・審判手続が長期化し、公正取引委員会による執行力が低下する可能性。</p> <p>悪質性の判断には行為者の態度や主観面の考慮を要するので行政措置としての課徴金になじまない。悪質性は刑事罰において考慮すればよい。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p>調査への協力の程度を軽減要因とすれば、調査が円滑になる。</p> <p>要件を法令やガイドラインで具体的に定めて透明性・予測可能性を高めればよい。</p> <p><u>併科方式を前提とした議論である。</u></p>
簡潔な制度とすべき	<p>(意義)</p> <p>迅速・機動的な処分が可能となり法執行の実効性が確保される。</p> <p>課徴金の算定基準が一義的に明確であることが、リーニエンシー制度を有効に機能させる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>一律の算定率の違反金では、企業は今後の努力や公正取引委員会への協力のインセンティブを失う。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p>悪質性の判断には行為者の態度や主観面の考慮を要するので行政措置としての課徴金になじまない。</p>

イ．違反金の算定における裁量性の程度はどう在るべきか。

<p>算定における裁量性は限定的にすべき</p>	<p>(意義)</p> <p>迅速・機動的な処分が可能となり法執行の実効性が確保される。</p> <p>予見可能性・透明性が高まる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>実質的に公平な結果とならない。</p> <p>違反金が制裁としての性格を持つとすれば、刑罰と同様、裁量が認められるべき。</p> <p><u>事案の実情に応じた算定を求めらるべきであれば裁量性を認めないのは非現実的ではないか。</u></p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p>併科方式を採用するのであれば、行政処分に当たって、司法、検察のような裁量性を持つ必要はない。</p>
<p>算定における広い裁量性を認めるべき</p>	<p>(意義)</p> <p>違反行為の実情に即した違反金の算定が可能となり、公平な結果となる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>公正取引委員会の恣意的な裁量の余地を排除すべき。</p> <p>あまりに裁量の幅の広い制度とすると法執行面で支障が生じる懸念がある。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p><u>事案の実情に応じた算定を求めらるべきであれば裁量性を認めないのは非現実的ではないか。</u></p> <p>一本化方式を採用している E C 競争法の金銭的不利益処分では算定にあたって裁量性が認められている。</p>

### 3 違反金の対象となる行為類型を見直す必要があるか。

(1) 私的独占(排除型)を違反金の対象とすべきか。

ア．私的独占(排除型)を抑止するために違反金の対象とすることが適当か(排除措置命令、刑事罰だけでは不十分か。)

イ．私的独占(支配型)が課徴金納付命令の対象とされていることとの関係をどう考えるか。

ウ．違反金の算定に当たって不当利得相当額を根拠とする必要があるかないかによっても結論が変わり得るか。

(2) 不公正な取引方法(の一部)を違反金の対象とすべきか。

ア．不公正な取引方法を抑止するために違反金の対象とすることが適当か(排除措置命令だけでは不十分か。)

イ．違反金の対象とすべきなのは不公正な取引方法のすべての類型か、あるいは一部か。具体的にはどの類型か。

ウ．私的独占(排除型)が違反金の対象となることによって結論が変わり得るか。不当な取引制限、私的独占が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件としているのに対し、不公正な取引方法は「公正な競争を阻害するおそれ」を要件としていることをどう考えるか。

エ．違反金の算定に当たって不当利得相当額を根拠とする必要があるかないかによっても結論が変わり得るか。

(3) 違反金の対象とする場合の算定方法はどうか(不当な取引制限と同じでよいか。)

( 1 ) 私的独占 ( 排除型 ) を違反金の対象とすべきか。

肯定的な意見	否定的な意見
<p>排除措置命令、刑事罰だけでは抑止力として十分ではない。</p>	<p>カルテル等のように、再犯が起きているわけでもなく、排除措置命令で十分。</p>
<p>支配型も排除型も、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、両者を区別する根拠はない。</p>	<p>排除措置では「やり得」が防止できない価格カルテルと異なり、支配型を含め私的独占にそのような性格はない。</p>
<p>私的独占(排除型)は、市場支配力を形成、維持、強化することによる利益以外には経済合理的に説明できない手段による排除行為や(短期的な)利益を犠牲にして行う排除行為が含まれ、これらは正当な競争行為と区別可能。</p>	<p>適法とされる行為との区別が明確ではないため、予見可能性が低く、事業活動を過度に萎縮させるおそれがある。</p>

( 2 ) 不公正な取引方法 ( の一部 ) を違反金の対象とすべきか。

肯定的な意見	否定的な意見
<p>抑止効果の確保の観点から、「やり得」ともいえる状況を改善し課徴金の対象とすべき。</p>	<p>カルテル等のように再犯が起きているわけでもなく、排除措置命令で十分。 不公正な取引方法は、競争に与える影響が軽微であり、課徴金や刑事罰の対象とすることにはなじまない。</p>
<p>構成要件については、一般指定や特殊指定、ガイドラインの内容をより明確なものとするよう努めることで、明確にされ得る。 現在課徴金の対象となっている私的独占(支配型)よりはるかに構成要件は明確である。</p>	<p>「公正な競争を阻害するおそれ」という要件は明確性に欠け、正常な事業活動と明確に区分できないことから、課徴金の対象とすると、かえって自由な営業活動を阻害するおそれがある。</p>